

## 日本トレーニング指導者協会認定 トレーニング指導者養成校及び養成機関 募集要項

本協会は、認定資格「トレーニング指導者」を取得するための養成講習会のカリキュラムに沿った教育が実施されている学校及び機関に対し、「トレーニング指導者養成校」または「トレーニング指導者養成機関」として認定する事業を、以下の要領にて実施いたします。

### 1. 養成校及び養成機関の対象

#### (1) トレーニング指導者養成校

学校教育法に基づく大学、短期大学、専門学校(専修学校専門課程設置)であり、本協会が定める教育カリキュラムに沿った授業科目が開講されていることが認められた学校を、「日本トレーニング指導者協会認定トレーニング指導者養成校(以下養成校)」として認定いたします。

#### (2) トレーニング指導者養成機関

学校法人以外の法人形態の団体(会社法人が経営する人材養成機関、フィットネスクラブなど)であり、本協会が定める教育カリキュラムに沿った教育プログラムが実施されていることが認められた機関を、「日本トレーニング指導者協会認定トレーニング指導者養成機関(以下養成機関)」として認定いたします。

### 2. 養成校及び養成機関の特典

#### (1) 個人への特典

養成校及び養成機関にて本協会指定の対応科目を受験年度に履修(単位取得)または履修見込み(単位取得見込み)の人には、以下の特典が与えられます。

##### ① 養成講習会の免除

本協会認定資格「トレーニング指導者」の受験にあたり、養成講習会(一般科目と専門科目の両方・合計31時間・受講料105,000円+税)の受講とワークノートの提出が免除されます。

##### ② 養成校及び養成機関を対象とした認定試験の受験

一般を対象とした認定試験とは別に実施される、養成校及び養成機関を対象としたトレーニング指導者認定試験を受験することができます。なお、受験者が50名を超える場合には、養成校及び養成機関にて認定試験を実施することも可能です。(試験担当者の派遣費用が別途必要です)

注1) 養成校及び養成機関の学生が、養成校及び養成機関対象の認定試験を受験するには、本協会所定の科目を履修済み(または履修見込み)であることが必要です。履修すべき科目については、『トレーニング指導者養成校・養成機関対応科目表』にてご確認ください。

注2) 資格取得のためには認定試験に合格したのちに、本協会の会員登録をしていただくことが必要です(合格通知発送1か月以内)。なお、合格通知に記載されている資格有効期間については、入会手続きの遅延があった場合でも変更いたしません。

注3) 認定試験に不合格となった場合、養成講習会が免除され、認定試験(養成校・養成機関対象認定試験を含む)を受験することができます。

注4) 本特典は、養成校に所属する学生及び養成機関に所属する学生と従業員(社員、契約社員、アルバイト等)に限られます。また、養成校及び養成機関として認定される以前の卒業生及び教育プログラム修了者には適用されません。

## (2) 法人への特典

- ① 本協会の関連出版物、公式ホームページ、講習会パンフレット等に養成校及び養成機関の名称を掲載いたします。
- ② 本協会の養成校及び養成機関であることを外部に告知することができます。

## 3. 申請条件

### (1) トレーニング指導者養成校

- ① 学校教育法に基づく大学、短期大学、専修学校(専門課程2年以上設置)であること。
- ② 本協会が定める教育カリキュラムに沿った授業科目が開講されていること。

### (2) トレーニング指導者養成機関

- ① 学校法人以外の法人形態の団体であること。  
例) 本協会が上記の申請条件(1)-①と同等以上と認める会社法人が経営する人材養成機関、フィットネスクラブの従業員向け教育機関、本協会が認める各省庁もしくは都道府県が設置する各種大学校等(職業能力開発大学校等)
- ② 本協会が定める教育カリキュラムに沿った教育プログラムが実施されていること。  
※ 教育内容の詳細、講習時間、担当講師等が、本協会が実施するトレーニング指導者養成講習会に準ずる水準にあるかを審査いたします。

## 4. 申請方法

### (1) 申請に必要な書類

- ① 申請書(本協会指定様式1、2)
    - ・ 養成校申請の場合は様式1、養成機関申請の場合は様式2の申請書をご使用ください。
    - ・ 「代表者名」は申請部署の責任者といたします。
  - ② 科目対応表(本協会指定様式3)
    - ・ 記入例を参照の上、本協会養成講習会の各科目に対応する科目名をご記入ください。
    - ・ 対応科目の認定のためには、シラバスにおいて、本協会養成講習会の各科目と関連する内容が90分以上含まれていることが必要です。
    - ・ 学科やコース等によって、対応科目が複数存在する場合には、全ての科目をご記入ください。
  - ③ 科目対応表に該当する科目のシラバス(様式自由)
    - ・ 科目名、担当教員名、授業の概要、各回の授業内容を記載したシラバスをご提出ください。
  - ④ 教育担当者経歴一覧(養成機関申請の場合のみ必要、本協会指定様式4)
    - ・ 科目対応表に該当する科目の教育担当者の経歴についてご記入ください。
- ※ 本協会指定様式の申請書類は協会ホームページよりダウンロードできます。  
※ 申請書類の郵送を希望される場合は、本協会までご連絡ください。

特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会

電話:03-6277-7712 fax:03-6277-7713 e-mail:info@jati.jp http://www.jati.jp/

(2) 申請書類の送付

申請書類一式を下記あてに「簡易書留」にて郵送してください。

〒106-0041 東京都港区麻布台 3-5-5-907

特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会 資格認定委員会 養成校・養成機関 係

(※申請は年間を通じて随時受け付けております)

(3) 申請書類の審査と結果の通知

申請書類を審査の上、結果について申請者あてに通知します。

(4) 認定証の送付

申請が承認されましたら、「日本トレーニング指導者協会認定トレーニング指導者養成校」または「日本トレーニング指導者協会認定トレーニング指導者養成機関」の認定証及び必要書類を、事務担当者あてにお送りいたします。

※2016年度より認定登録料が廃止となり、申請や認定、更新において養成校・養成機関の費用負担はなくなりました。

5. 登録の更新

養成校及び養成機関の有効期間は認定年度の4月から5年間です。有効期限に到達する前に、本協会より更新のお知らせを通知いたします。

6. 問い合わせ先

特定非営利活動法人 日本トレーニング指導者協会 事務局

〒106-0041 東京都港区麻布台 3-5-5-907

TEL:03-6277-7712 FAX:03-6277-7713 e-mail : info@jati.jp <http://www.jati.jp/>